

下水道法第16条に係る申請について (取付ますのみは除く)

公共下水道管理者以外の者が公共下水道施設（排水設備を除く）に関する工事を行う場合は下水道法第16条に係る承認が必要になります。

工事費用は基本的に申請者負担となります。詳細は、**総社市公共下水道管路施設 技術基準**を参照してください。

申請者（事業を行う者）

申請窓口（下水道課工務係）

申請書類の提出（2部提出）

※郵送を希望の場合は、事前に返信用封筒の提出をお願いします。

①都市計画法第32条の規定に基づく協議申請書

（添付書類）

- ・位置図
- ・平面図，縦横断面図，構造図（その他関係図面を添付）
- ・公図写，面積計算書
- ・その他必要書類

②申請書受理

総社市公共下水道管路施設 技術基準との整合等確認書類審査

計画内容及び書類等に不備等があった場合は申請者にその旨を連絡し、修正を求める。

「協議了承」の連絡・返却

※添付資料 — 協議了承条件書

★申請から了承まで【 約1週間 】を見込んでください。

☆協議書類に基づき事業の実施

市負担分は、「取付ます及び取付管設置願」を別途提出のこと。

工事着手前までに提出する書類

③工事着手届 提出

受理 ⇒ 内容の再確認

中間（工事完了時）で提出する書類

④注水検査依頼 提出

受理 ⇒ 注水検査検査実施

工事完了時の提出書類

⑤工事完了届

※検査済証用返信用封筒の提出

受理 ⇒ 完了検査の実施

⑥検査済証の受理

検査済証の発行

（完成平面図作成の注意点）

- ・完成平面図は、実施した、マンホール、取付ますの位置は座標管理を行い、現地と相違のないようにしてください、そのまま、台帳に位置が入力されます。
- ・本管 管径，マンホール間延長，勾配，地盤高，管底高
- ・取付管 管径，延長，上流側マンホールからの距離，深さ
- ・CADデータ DXF，DWG，SFCのいずれか
最終平面図には用地との重図としてください。

年 月 日 供 閱						
課 長	主 幹	課長補佐	係 長	主 査	主 任	担 当

年 月 日

総社市長 様

住所

申請者
氏名

工事着手届（下水道法第16条）

都市計画法第32条協議申請書により、下水道法第16条の承認を受けた公共下水道施設（排水設備を除く）整備工事に着手したいので、次のとおり届け出ます。

記

都市計画法第32条 協議了承日	年 月 日
工 事 場 所	総社市 地内
工 事 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
工事施工者	住所 氏名 番号 現場代理人 電話

添付書類：協議書の写し、位置図、平面図

※工事施工者は、総社市公共下水道排水設備指定工事店

又は、総社市建設工事競争入札参加資格者であること。

ただし、蓋の嵩上げなど軽微なものはこの限りではない。

(番号記載例) 指定工事店 999 / 入札参加資格者 K999

年 月 日 供閱						
課 長	主 幹	課長補佐	係 長	主 査	主 任	担 当

年 月 日

総社市長 様

住所

申請者
氏名

注水検査依頼書（下水道法第16条）

下水道法第16条の承認を受けた公共下水道施設（排水設備を除く）整備工事の注水検査を依頼します。

記

都市計画法第32条 協議了承日	年 月 日
工 事 場 所	総社市 地内
検 査 依 頼 年 月 日	年 月 日

※下水道課記入欄

※ 検査年月日	年 月 日
※ 検査員氏名	
※ 検査結果	合 ・ 否

全施工延長の 1/2 以上を試験すること。
試験時間 5分後、10分後とし、合格基準は5分間で水位低下が 1cm未満とする。

年 月 日 供 閱						
課 長	主 幹	課長補佐	係 長	主 査	主 任	担 当

年 月 日

総社市長 様

住所

申請者
氏名

工事完了届（下水道法第16条）

下水道法第16条の承認を受けた公共下水道施設（排水設備を除く）整備工事が完了したので、次のとおり届け出ます。

記

都市計画法第32条 協議了承日	年 月 日
工 事 場 所	総社市 地内
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日

※下水道課記入欄

※ 検査年月日	年 月 日
※ 検査員氏名	
※ 検査結果	合 ・ 否

添付書類：工事写真，完成平面図（CADデータ提出）